

議案第60号

清水町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例
の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和3年9月7日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって町が定めるもの（以下「市町村計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、市町村計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（法第23条に規定する取得等をいう。）をした者に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をいう。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3か年度分の固定資産税に限り、免除するものとする。

- (1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 前項の規定は、当該適用設備等の当該事業につき、規則で定めるところにより公害を防止するための適正な措置を講じていると、町長が認めた場合に適用するものとする。

(課税免除の申請)

第3条 前条の規定により固定資産税の免除を受けようとする者は、当該課税免除を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した固定資産税課税免除申請書を町長に提出しなければならない。

(1) 適用設備等の取得時期、取得価額及び明細並びにこれを当該事業に供した日及びこれに伴って増加する常用雇用者の数

(2) 土地については、当該土地の取得時期、面積及び取得価額の明細

(3) その他町長が必要と認める事項

(課税免除の取消し)

第4条 町長は、第2条の規定により課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

(1) 第2条の規定による課税免除の要件を欠くことが明らかになったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、課税免除を受けたものと認めたとき。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(清水町企業立地促進条例の一部改正)

2 清水町企業立地促進条例（平成4年清水町条例第19号）第4条第1項中「清水町過疎地域における固定資産税の免除に関する条例（平成12年清水町条例第43号）」を「清水町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年清水町条例第 号）」に改める。

(清水町企業立地促進条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の清水町企業立地促進条例第4条第1項の規定により行われている助成の措置等については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。